AGC

日本版

グループ行動基準

GLOBALLY COMMITTED
TO COMPLIANCE

AGCグループCEOメッセージ

AGCグループの皆さんへ

AGCグループでは、「AGCグループ行動基準」を2012年に改訂し、AGCグループメンバー全員が守るべきことを明確にしてきました。
今般、私はグループCEOに就任しましたが、就任時のメッセージや経営方針に明記した通り、AGCグループにおけるコンプライアンスの重要性はいささかも変わりません。

私は、新経営方針**AGC plus**として、
- 世の中に「安心・安全・快適」を
- お客様・お取引様に「新たな価値・機能」と「信頼」を
- 従業員に「働く喜び」を
- 投資家に「企業価値」を

プラスすることを掲げています。

コンプライアンスは、全ての事業活動の大前提です。コンプライアンスなくして**AGC plus**の実現はあり得ません。
法令や企業価値を遵守することは、グループのためだけでなく、皆さん自身のため、つまり、皆さんや皆さんの職場を守るためのものでもあるのです。

AGCグループの皆さんには、本冊子「AGCグループ行動基準」を定期的に参照し、コンプライアンスの重要性をしっかり理解することをお願いします。
行動基準を遵守して、全てのステークホルダーに価値を「プラス」できる、魅力あるAGCグループにしていきましょう。

AGCグループCEO
法令遵守担当役員　島村　琢哉

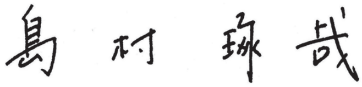

目 次

AGCグループCEOからのメッセージ…… 1

はじめに …… 4
AGCグループ行動基準とは？…… 4
行動基準はなぜ必要なのか？…… 4
行動基準を守るべき対象は？…… 5
この冊子を受け取った皆さんに期待することは？…… 5
AGCグループのコンプライアンス体制は？…… 5
行動基準に違反した場合は？…… 6
相談・連絡先は？…… 6
コンプライアンス上の懸念を連絡した場合の対応は？…… 6
不利益な取扱いに対する考え方は？…… 6
本冊子について…… 7

行動基準 …… 8
1．コンプライアンスの基盤…… 9
2．公正な取引と独占禁止法の遵守…… 10
3．労働安全衛生・保安防災…… 12
4．環境…… 14
5．個人の尊重…… 16
6．製品およびサービスの品質と安全性…… 18
7．報告と記録…… 20
8．インサイダー取引…… 22
9．会社および他者の資産と機密情報…… 24
10．利益相反…… 26
11．接待・贈答…… 28
12．政治家・公務員等との関係…… 30
13．輸出入管理…… 32
14．反社会的勢力との対決【国内共通基準】…… 34

巻末付録 …… 35
付録① 国内グループ共通ヘルプライン……36
付録② 誓約書……39
付録③ AGCグループ独禁法遵守ガイドライン……40
付録④「不正取引等の禁止」ガイドライン（日本）…… 42

はじめに

AGCグループ行動基準とは？

AGCグループ行動基準（以下、行動基準）は、業務が法令や会社方針・規則、企業倫理に反しないように、AGCグループ会社とその従業員が遵守すべきことを、AGCグループビジョン ***“Look Beyond”*** 「私たちの価値観」の「インテグリティ【誠実】」の観点からまとめたものです。

行動基準はなぜ必要なのか？

AGCグループの全員があらゆる行動の基礎として共有する重要な考え方を示した「私たちの価値観」を、グループビジョン ***“Look Beyond”*** に定めています。「インテグリティ【誠実】」は、その価値観の一つです。

AGCグループがグローバル企業として継続的な成長を遂げるためには、従業員の皆さんとご家族・お客様・お取引先様・株主様・地域社会（以下総称して、ステークホルダー）の期待に的確に応え、信頼を得ることが重要です。そのためには、「インテグリティ【誠実】」を浸透させることが必要です。

「インテグリティ【誠実】」を具現化するためには、法令や会社方針・規則、企業倫理に従わなければいけません。行動基準は、皆さんが「どのように法令などを守って業務活動を行うか」、即ち、「どのように「インテグリティ【誠実】」に基づいた業務活動を行うか」をまとめたものです。

私たちが成功するために、また、グループの一員であることに誇りを持つために、そしてステークホルダーへの責務を果たすために、行動基準を守ることは不可欠です。

AGCグループビジョン
“Look Beyond”

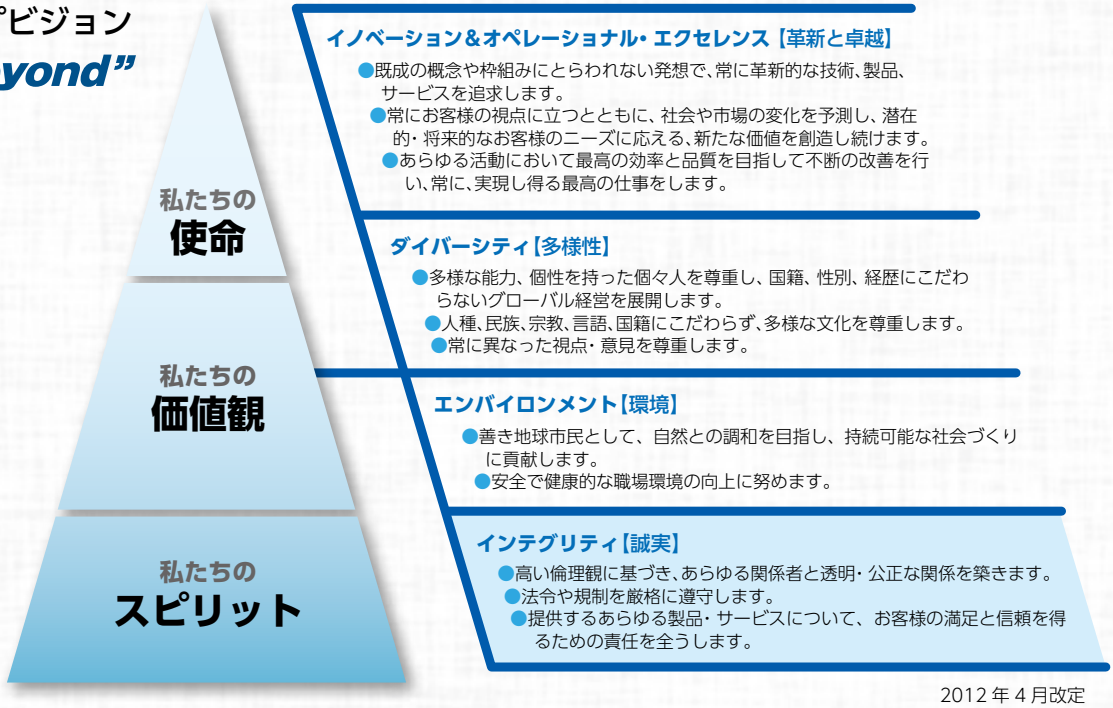

2012年4月改定

行動基準を守るべき対象は？

AGCグループではグローバルに本行動基準を共有しており、これは全ての職場に適用されます。従って、全てのグループ会社とその役員・従業員が守らなければいけません。また、AGCグループはお取引先様にも同様の基準を尊重することを求めていきます。

この冊子を受け取った皆さんに期待することは？

まず、行動基準を読んでください。そして定期的に確認してください。もしコンプライアンス上迷うことがあったときは、その指針としてください。

具体的には、以下のとおりです。

＊ 行動基準に沿って、日々の業務を行ってください。

＊ 判断に迷うときは行動基準を参照し、わからないことがあればいつでも上長やコンプライアンス窓口（P.6）に問い合わせてください。

＊ 不正行為またはその懸念があるときは、速やかに連絡してください。

本冊子では、解説やQ＆Aなどを用いて具体的に説明していますので、判断する際の参考にしてください。

AGCグループのコンプライアンス体制は？

AGCグループCEOは、AGCグループの法令遵守担当役員を担っています。法令遵守担当役員の下に、グローバルコンプライアンスリーダーを置き、コンプライアンス施策の企画立案・実施・モニタリングを行う体制を敷いています。グローバルコンプライアンスリーダーの下には、日本･アジア（以下、日・ア）、欧州、北米、各地域コンプライアンス委員会が設置され、それぞれの地域のAGCグループ各社を管轄しています。

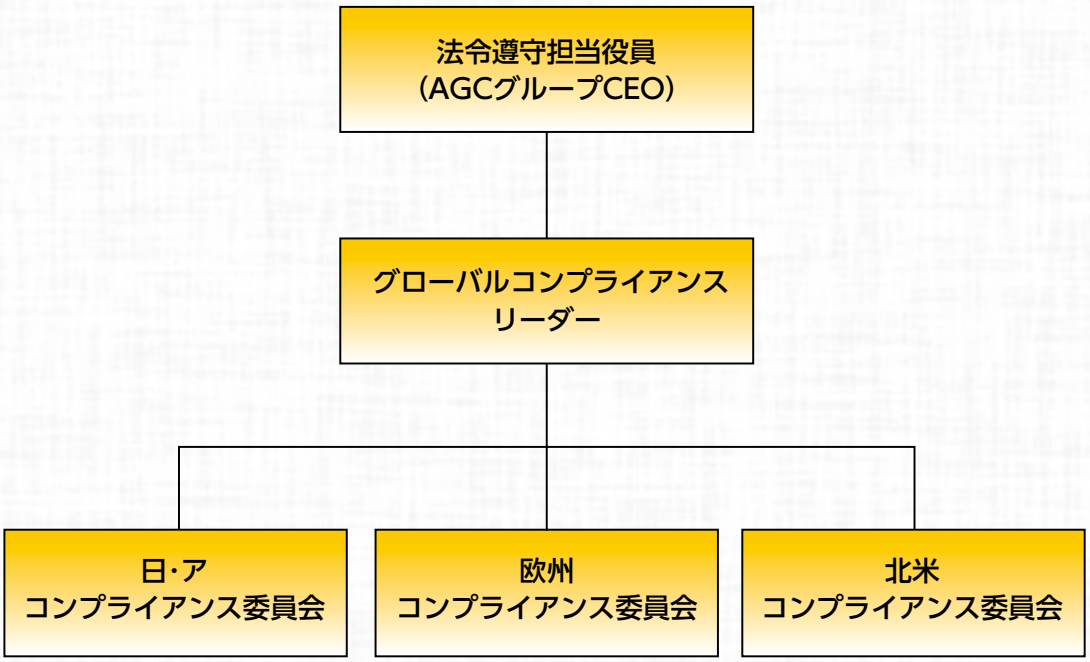

行動基準に違反した場合は？

従業員が行動基準に違反した場合には、法令や就業規則に基づき懲戒処分が取られることがあります。また、役員が行動基準に違反した場合には、法令や会社規則に照らして措置が取られることがあります。

相談・連絡先は？

行動基準に関する相談・連絡先は、上長や以下のコンプライアンス窓口（ヘルプラインを含む）です。

＊各社所管部署（コンプライアンス、経理、総務・労務、法務、安全・環境・品質、購買・調達、IT等）
＊各社ヘルプライン、各社セクシュアルハラスメント等相談員
＊国内グループ共通ヘルプライン（巻末付録①を参照してください）
・コンプライアンス委員会事務局
・弁護士事務所

相談・連絡は出来る限り実名でお願いしていますが、匿名でも受け付けます。

コンプライアンス上の懸念を連絡した場合の対応は？

十分な調査を行い適切に対応します。実名で連絡を受けた場合でも、法令の範囲で匿名性の確保に努めます。また、実名・匿名に拘わらず、内容の機密性についても、可能な限り本人の意に沿うように努めます。

皆さんは、調査実施の際には協力してください。

不利益な取扱いに対する考え方は？

行動基準違反の懸念を連絡する際は、不利益な取扱いや報復行為の心配は不要です。違反の懸念を「誠実」に連絡した人や、調査に協力した人に対して報復することは固く禁じられています。「誠実」とは、皆さんが感じた懸念を真摯に報告する姿勢のことを指します。報復行為への関与は、懲戒処分の対象となり得ます。

また、故意に虚偽の情報を連絡することは禁止されており、処分の対象となり得ますので注意してください。

Q. 職場の先輩が行動基準違反と思われる行為をしているのを目撃しました。先輩には直接指摘しにくいため、上長に報告しようと思います。しかし上長は先輩をとても気に入っているので、これを上長に報告してもまじめに取り合ってもらえないばかりか、報告したことで不利益な取扱いを受けたりしないかと心配です。どうしたらよいでしょうか？

A. 報告してください。もし上長に報告しにくい場合は、コンプライアンス窓口に連絡してください。
誠実に報告した場合は、それが実際に行動基準違反でなかったとしても、その報告については責任を問われることはなく、不利益な取扱いを受けることもありません。報告内容については調査を行います。

■ 国内共通基準

グローバルコモンはグローバルリーダーにより、また、各国・各地域共通基準は各地域コンプライアンス委員会により定期的にその内容を見直すものとし、改定を行う場合にはグローバルリーダーの承認を受けるものとします。

海外派遣者は、派遣先の国・地域の行動基準を遵守してください。ただし、海外現地で商習慣上認められている行為等に対して、国内法で問題となることがありますので、そのような場合には国内法も遵守してください（不正競争防止法、輸出管理関係等）。

本冊子について

本冊子は、グローバル共通の【グローバルコモン】と日本国内用の【国内共通基準】により構成されています。

グローバルコモン
世界中のAGCグループで共有する遵守基準

国内共通基準
グローバルコモンの補足および国内特有の注意事項

行動基準

自分への問いかけ

その行動は…？

＊インテグリティ【誠実】にかなっているだろうか？

＊家族や友人に自信を持って話せるだろうか？

＊お客様、取引先、社会などから信頼と共感を得られるだろうか？

＊見て見ぬふりとなっていないだろうか？

1．コンプライアンスの基盤

私たちは、法令や会社方針・規則を遵守し、誠実に業務を遂行します。

私たちは、いかなることにも真摯に向き合います。

本項は、行動基準の全てにおいて基本となるものです。他の項では、個々の重要な遵守事項について述べています。

法令や会社方針・規則の遵守に関して懸念などがある場合は、上長やコンプライアンス窓口（P.6）に連絡してください。

Q. 業務を遂行するにあたり、法令さえ守っていれば、問題ないでしょうか？

A. いいえ、法令を守るだけでは不十分です。
法令に加えて企業倫理や会社で定められている規程類も守る必要があります。例えば、法令以外にも守らなければいけないものとして、安全上のルールや、情報セキュリティポリシーなどがあります。また、会社資産を適切に使用することや、過剰な接待・贈答をしないことなども求められています。

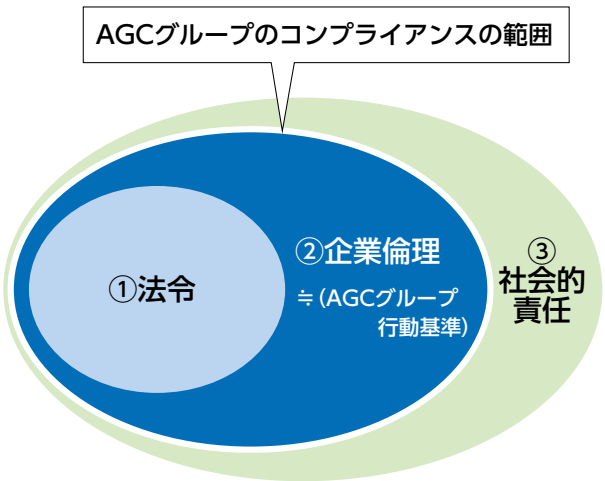

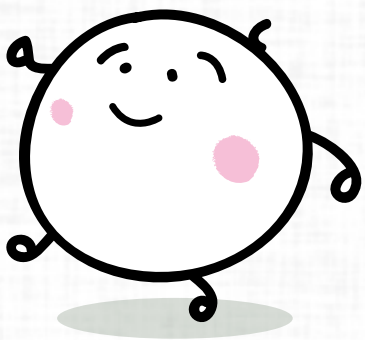

2．公正な取引と独占禁止法の遵守

私たちは、独占禁止法を含む競争関係法令や「AGCグループ独禁法遵守ガイドライン」等の遵守を徹底し、公正で自由な競争を行います。

公正で合法的に競争するために、各国の独占禁止法（以下、独禁法。競争法とも呼ばれます）を厳格に遵守しなければいけません。さらに、世界中どこにおいても「AGCグループ独禁法遵守ガイドライン」を遵守することが求められます。業務を遂行する際は、常に法令や同ガイドラインを理解し遵守してください。

独禁法の執行や、カルテル行為に対する制裁は非常に厳しくなってきており、高額な罰金に加え禁固刑が科せられる場合もあります。さらに、独禁法違反で生じた損害として、民事訴訟により莫大な損害賠償を請求されることがあります。

競合他社（競争事業者）との接触は、それ自体が独禁法違反の重大なリスクになり得ます。
このため、

＊競合他社とは原則接触してはいけません。正当な理由があり、かつ、上長または法務担当部署の事前承認を受けた場合のみ、例外的に接触が可能です。

＊もし競合他社と接触した際には、必ず記録を残してください。

詳細は「AGCグループ独禁法遵守ガイドライン」に定められています。

公正な取引を妨げる合意を競合他社とすることは、書面や口頭等、形式を問わず禁止されています。
代表的な例は以下のとおりです。

＊価格協定（価格カルテル）

＊入札談合

＊市場、販売地域、販売先などの住み分け

競合他社が上記の項目について話し合いを求めてきた場合は、話し合いを直ちに止め、上長または法務担当部署に報告してください。

独禁法では、不当な手段で市場を独占することや、競争を歪めるような明示的または黙示的な合意を、お客様・お取引先様とすることも禁じています。このような行為には、不正な抱き合わせ販売や再販売価格の拘束、特定のお客様・お取引先様に対する排除行為なども含まれます。

■ 国内共通基準

＜独禁法遵守ガイドライン＞

日本でも、課徴金減免制度の推進や、課徴金の大幅な引き上げ、対象となる行為の拡大、時効（除斥）期間の５年間への延長等、違反行為に対する取締りおよびペナルティがますます厳しくなっています。「AGCグループ独禁法遵守ガイドライン」の遵守を確実にするために「競争事業者・事業者団体との関係に係るガイドライン（日本・アジア）」も制定していますので、内容を理解して守ってください。

独禁法については、下記の専用アドレスからも相談できます。

dokkin-hou@agc.com

＜独禁法の補完法（特別法）＞

製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託の取引を行う場合、委託元と委託先の資本金に応じて下請法が、また、物品の保管・運送の委託をする場合、荷主と物流事業者の資本金に応じて物流特殊指定が適用されることがあります。双方とも、独禁法の補完法（特別法）として位置づけられる強行法規ですので、たとえ事前の合意があったとしても、その内容が同法に抵触する場合は違法になります。

下請取引や物品の保管・運送の委託をする場合は、下請代金の支払遅延・減額・買いたたきなどの禁止、注文書などの書面交付等、定められた事項を遵守してください。

なお、これらに該当しない場合であっても、取引先や下請業者に対し、注文を一方的にキャンセルしたり、代金を減額したりすることは、優越的地位の濫用として独禁法上問題となる可能性がありますので注意してください。

AGCグループでは各社に責任者を定め遵守を徹底しています。

Q. 私は営業担当者です。競合他社の社員から、当社製品の購入について食事をしながら打ち合わせをしたいという申し出を受けました。これは製品の売買に関する打ち合わせであり、市場での競争に関する話ではないので、上長には事前に相談せずに会おうと思っています。問題はありますか？

A. 問題があります。「AGCグループ独禁法遵守ガイドライン」に定められたとおり、競合他社と接触する場合は、常に事前の承認を得なければいけません。また、接触後も同ガイドラインに従い、内容について報告し、記録を残してください。なお、正当な理由なしに競合他社と接触することは認められません。

●主な関連法令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法／独禁法）、下請代金支払遅延等防止法（下請法）
特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（物流特殊指定）、建設業法、下請中小企業振興法

●主な関連規程・資料

AGCグループ独禁法遵守ガイドライン（巻末付録③参照）
競争事業者・事業者団体との関係に係るガイドライン（日本・アジア）（巻末付録③参照）
独禁法遵守マニュアル、下請法遵守マニュアル

●AGC旭硝子相談先

法務室（独禁法）、資材・物流センター（下請法・物流特殊指定）

3．労働安全衛生・保安防災

私たちは、職場で働く人・来場者・近隣住民の安全性確保に努めます。

私たちは、労働安全衛生に関する法令や会社方針・規則を守ります。

私たちは、全ての職場において安全で健康的な職場環境の継続的な改善に取り組みます。

AGCグループビジョン***“Look Beyond”*** 「私たちの価値観」のひとつである「エンバイロンメント【環境】」に、安全で健康的な職場環境の向上が含まれています。

私たちは、職場の安全だけでなく、地域社会の安全に対しても責任を負っています。

皆さんはAGCグループの労働安全衛生に関する方針に従って、職場環境の維持・向上に努めてください。

例えば、以下の点が求められます。

＊「安全なくして生産なし」が私たちの安全に対する考え方の基本です。このことを常に意識して業務にあたってください。

＊被災を回避するためならば、ラインの稼働を停止することに躊躇してはいけません。

＊安全標識に従ったり、必要な保護具を着用したり、定められたルールを守ってください。

＊化学物質を含む有害物質の管理を徹底してください。

＊職場での飲酒・違法薬物の撲滅に努めてください。会社は法令の範囲において、アルコールや違法薬物の検査を実施することがあります。

＊事故・災害を防ぐために、関係法令、会社方針・手順書に基づく点検・整備を行ってください。

万が一事故・災害が発生した場合は、人命確保を最優先とし、被害の拡大防止に努めてください。

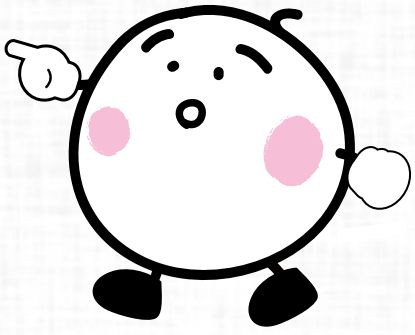

■ 国内共通基準

＜災害・疾病予防＞

安全衛生関係法令は、労働上の災害・疾病予防のために遵守すべき最低限の基準を定めたものです。このため、具体的な施策展開にあたっては法令の安全配慮義務の基準を上回ることが求められます。

また、労働者派遣法で定められている人材派遣スタッフと請負契約で作業を委託している請負業者の社員とでは、同じ事業所内で業務を行っていても、指揮命令系統や適用される法令が異なります。この違いをよく理解することは、安全（労働災害防止）の観点からも重要です。

＜飲酒運転の禁止＞

AGCグループでは、飲酒運転撲滅のため、飲酒運転を行った人に対して厳しい姿勢で臨んでいます。公私を問わず絶対に行わないでください。

Q. 同僚がルールに反して、電源を切らずに工場内の設備を修理しています。これにより、本人や周囲の人達が、感電や火災、爆発の危険にさらされていることが心配です。どうすればよいでしょうか？

A. その同僚に注意すると共に、上長や安全担当部署に速やかに報告してください。安全は最優先ですので、速やかに状況を把握し、対策を取ってください。

＜健全な職場環境づくり＞

労働関係法令を遵守するため、また長時間労働を抑制するため、会社は従業員の実労働時間を適正に把握すると共に、正しく労働時間を申告できる仕組み作り、風土作りに努めなければいけません。

長時間労働は従業員の精神・身体に影響を与えるとされ、労働災害認定の判断基準のひとつにあげられています。上長は、特定の人の長時間労働が慢性化しないように、業務配分を考慮したり、人員配置・育成などを計画的に行ったりしてください。

＜自然災害等に対する危機管理＞

地震などの自然災害や新型インフルエンザ等、不測の事態が発生したとき、「危機」に陥ることを未然に防ぐため、または「危機」に陥った場合の被害を最小限に抑えるために、基本要綱を定めています。各社各拠点の指示などに基づき、平時より自ら取るべき対応について認識しておいてください。

●主な関連法令

労働安全衛生法、消防法、高圧ガス保安法、職業安定法
労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）
道路交通法、労働基準法、健康増進法、その他労働安全衛生・保安防災関連法令

●主な関連規程・資料

AGCグループ労働安全衛生基本方針、AGCグループ保安防災基本方針
各社就業規則、危機管理マニュアル
「自然災害」対策基本要綱、新型インフルエンザ対策基本要綱

●AGC旭硝子相談先

CSR室（安全衛生・保安防災）、資材・物流センター（請負）
人事・総務室（労働者派遣法ほか各労働関連法令）

4．環境

私たちは、環境に関する法令・規制を遵守します。

私たちは、技術開発、企画、設計、生産、販売、製品の取扱い（輸送・回収・廃棄）等、会社業務全ての段階で環境保全に取り組みます。

前項で述べたとおり、AGCグループは、グループビジョン***“Look Beyond”***「私たちの価値観」のひとつに「エンバイロンメント【環境】」を掲げています。私たちは環境の保全に取り組み、環境に優しい企業を目指します。

環境を保全することはステークホルダーにとって有益であるだけでなく、事業の推進にもつながります。そのために、私たちは製品の設計・製造・販売の全段階で、環境に配慮するよう尽力します。廃棄物や有害物質の排出を最小化していく等、私たちは各工程を継続的に評価・改善していきます。お取引先様にも同様の取り組みを働きかけていきます。

さらに、私たちは環境商品の開発にも力を入れます。

■ 国内共通基準

国内の環境関連法令は、近年さらに強化されてきています。都道府県・市区町村単位の条例が国の基準を上回っていたり、新たな項目が加えられていたりする場合があります。さらに、地域と結んだ協定（公害防止協定等）により制約を受けることがあります。これらを認識した上で活動をすることが大切です。

●主な関連法令

環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法
廃棄物処理法、土壌汚染対策法、地球温暖化対策推進法
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法／PRTR法）
省エネルギー法、その他環境関連法令

●主な関連規程・資料

AGCグループ環境基本方針
AGCグループ環境マネジメント基本要綱
統合環境管理基本規定（統合環境マニュアル）
AGCグループグリーン購入ガイドライン
AGCグリーン調達統合ガイドライン
土壌・地下水対策に関するガイドライン
製品等の引き取り及び廃棄物管理に関するガイドライン

●AGC旭硝子相談先

CSR室

Q. 家庭ゴミの分別は3～4種類くらいです。それに対し、工場ではさらに細かい分別が要求されていてとても面倒です。なぜそこまで分別しなければいけないのでしょうか？

A. AGCグループではゼロエミッション（リサイクルなどによって、廃棄物の埋め立てを減らすこと）を目指しています。そのためには、細かい分別が必要です。皆さんはその主旨を理解し、各工場や事業所の廃棄物分別ルールを守ってください。

5．個人の尊重

私たちは、個人の多様性を尊重します。

私たちは、いかなる暴力やハラスメントも許しません。

私たちは、児童労働・強制労働を行いません。

私たちは、従業員の個人情報を保護します。

AGCグループビジョン***"Look Beyond"***「私たちの価値観」のひとつに「ダイバーシティ【多様性】」を掲げています。

AGCグループは、従業員の持つ力に応じて、成長のための機会を提供します。私たちは、人種、民族、宗教、国籍、性別、障がい、その他法的に保護されている属性に対する差別を行いません。

暴力やハラスメント（嫌がらせ）は、健全な職場環境を壊すので許されません。ハラスメントは、上司・部下間に限りません。また、直接的な行為だけでなく、口頭や書面による場合もあります。さらに、内容も性的要素の有無を問いません。

私たちは、地域を問わず、児童労働・強制労働を行いません。私たちは、労働関係法令を遵守すると共に、取引関係にある全ての会社にもこれらを遵守することを望みます。

AGCグループ各社は、従業員から得た個人情報が機密情報としての管理を求められていることを認識しています。これらには、個人認証情報、住所、給与、手当、本人および家族の健康や個別の事情に関する情報などが含まれています。会社は、従業員の個人情報を正当な目的の範囲内でのみ使用します。

職場で懸念などがある場合は、上長またはコンプライアンス窓口（P.6）に相談してください。

■ 国内共通基準

皆さん一人ひとりが同和問題をはじめとする種々の差別・人権侵害を排して、明るく働きがいのある職場環境をつくるように努めてください。重大な人権侵害が発生した場合には、会社や加害者個人が刑事･民事責任を問われることになりかねません。

いまだに起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメント（セクハラ）があります。性的な言動だけでなく、例えば昔ながらの男女の役割分担意識による発言なども、相手を傷つけることがあるので注意してください。

また、パワーハラスメント（パワハラ）は、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為」と定義され、企業が予防・解決に取り組むべき課題となっています。例えば、違法行為を強要するような指示や、繰り返しの名誉毀損・侮辱にあたる言動は適切な指導とはいえず、認められません。

職場での差別・ハラスメントを防止するために、以下の行動を心がけてください。

＊コミュニケーションを取る場合は、相手がどう感じているかに気を配りましょう。
＊相手の言動に対して不快に感じたならば、自分が不快に感じていることを相手に伝えましょう。
＊相手に伝えにくい場合は、一人で悩まず、上長やコンプライアンス窓口（P.6）に相談しましょう。早めの相談が、被害が大きくなるのを防ぎます。

不適切な言動や相手を傷つけていることに気づかない場合があるので、第三者が気づいたときに本人に注意をすることも、防止には有効です。

●主な関連法令
刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、ストーカー規制法

●主な関連規程・資料
各社就業規則、各社セクシュアルハラスメント防止規定

●AGC旭硝子相談先
人事・総務室

Q. 職場の飲み会で「結婚はしないのか」としつこく聞かれ、最近、飲み会に参加するのが苦痛です。自分は男性なので、これぐらいのことではセクハラにはあたらないのでしょうか？

A. セクハラに性別の区別はありません。男性もセクハラの被害者となり得ます。また、「結婚はまだか」、「子供はまだか」などのプライベートなことをしつこく聞かれることに苦痛を感じているならば、セクハラにあたります。
一人で悩まず、不快であることを相手に伝えるか、早めに上長やコンプライアンス窓口などに相談してください。

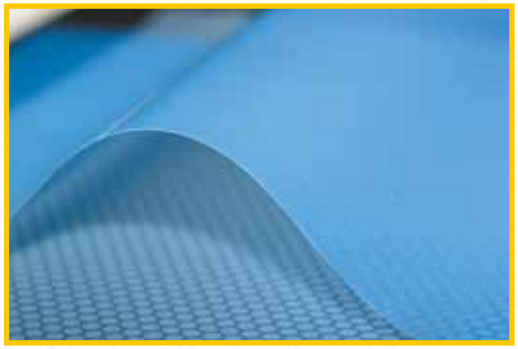

6．製品およびサービスの品質と安全性

私たちは、品質と安全性に配慮して製品およびサービスを開発・提供します。

私たちは、品質・分析データの改ざんを行いません。

お客様は、品質の高い製品およびサービスの提供を私たちに期待しています。AGCグループが発展していくためには、その期待に応えていかなければいけません。

そのため、製品およびサービスは、安全で、法令・社内規格・お客様と合意した仕様を満たす必要があります。また、製品ライフサイクルの全段階で安全性と品質に配慮しなければいけません。取扱説明書などを作成する場合には、警告の表示などを行って、誤った使用を防ぐと共に、安全で正しい使い方を説明するように心がけてください。

製品またはサービスの不具合により、お客様などの身体または財産を侵害する恐れがある場合には、最優先で問題の解決に努めると共に、お客様などの信頼回復のための行動を起こしてください。また、再発防止のために、根本原因を究明し是正処置を行うことも重要です。

■ 国内共通基準

＜製品・品質データ＞

開発から販売までの全ての工程で、法令・仕様を適切にルールに反映すると共に、ルールを周知徹底してください。

定められたルールに反して、製品データを改ざんしたり検査を省いたりすることにより信頼が失墜すると、当該製品やその関係部署だけでなく、AGCグループ全体に多大な影響を与えかねません。このことを肝に銘じ、製品・品質データの改ざんなどは絶対に行わないでください。

＜製品安全＞

PL法では、製品の欠陥により損害が生じた場合、過失の有無に関わらず、その欠陥の存在のみを要件として企業に責任を課しています。対象は最終製品のみならず、製造･販売した中間製品や原料の欠陥も含まれます。

消安法では、重大製品事故について、国への報告などを義務付けています。対象製品は限られていますので、それを扱っている場合には報告ルールなどを定め対応してください。

＜広告＞

国内で広告活動を行う際の注意事項が、「広告活動と法規制／広告倫理」にまとめられています。広告活動を行う際には、その内容を参考にしてください。

●主な関連法令

製造物責任法（PL法）、消費生活用製品安全法（消安法）
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法／景表法）
建築基準法、道路運送車両法
化学物質審査規制法（化審法）、薬事法
日本工業規格（JIS）を含む各国規格等、知的財産関連法令

●主な関連規程・資料

AGCグループ品質マネジメント基本要綱
消費生活用製品安全法に関わる実施規程
危機管理マニュアル、広告活動と法規制／広告倫理

●AGC旭硝子相談先

CSR室（品質・製品安全）、広報・IR室(広告)

Q. 私は最近入社した者です。職場の同僚が、仕様書に記載された品質検査を実施していないことに気付きました。入社したばかりの私から注意するのが良いのか分かりませんし、同僚を怒らせたくもありません。どうすればよいでしょうか？

A. まず、上長に懸念事項を伝えてください。お客様の期待に応え、安全性を守るために品質は重要です。あなたの報告は、企業価値と評判を守ることに繋がります。誠実な報告に対する報復行為は禁止していますので、心配は不要です。

Q. 使用する部材が配送トラブルにより、不足する事態となりました。上長に相談したところ、お客様との契約で指定されている部材の代わりに、品質がほぼ同等の他の部材を使うように言われました。上長によると、代替品でも品質の違いはほとんど無いので、納期遅れに比べて、お客様の信頼を損なう恐れは少ないとのことです。これは正しいですか？

A. いいえ、その上長の考え方は必ずしも正しいとは言えません。お客様の了解を得ていることの確認が必要です。お客様の了解を得ているのであれば、上長が提案した対応で構いません。了解が得られない場合は、お客様を欺く行為となるので、この対応を進めてはいけません。

7．報告と記録

私たちは、事実が反映されるよう誠実に記録・報告・開示を行います。

私たちは、財務・会計・税務に関する法令や会社方針・規則を遵守します。

会社が的確な判断をし、全てのステークホルダーや社外に正確な情報を提供・開示するためには、皆さんが上長等に対して適正な報告をする必要があります。たとえ指示を受けたとしても、データや記録の改ざんは絶対に行わないでください。また、都合の悪い情報を隠さず、事実を曲げず報告することも重要です。
「正直は最善の策なり」です。

財務・会計・税務においては、法令を遵守し、公正かつ適正な会計記録を作成・報告する義務を負っています。AGCグループが、開示の責務を果たし、また、適切な業務遂行上の判断をするためには、取引の記録を公正かつ適正に記録し保管することが重要です。皆さんは、購買・在庫管理・売上計上などの実態が反映されるように、会社および部署のルールを守って、取引記録を誠実に作成してください。また、法令や会社規則に違反して、財務·会計・その他の記録を廃棄・削除・変更してはいけません。さらに、財務情報は適切に管理することとし、権限を持つ者以外が公表してはいけません。

改ざんの例としては、実体のない仕入・売上・在庫・経費などを計上する等、架空取引を会計帳簿に載せたり、費用・収益の計上時期を変えたりすることが挙げられます。

監査においては、必要な情報の提供等、監査が円滑に進むよう社内外の監査人に協力してください。

■ 国内共通基準

＜申請と精算＞

各種申請や経費精算は、ルールを守って、実態に即した適切なタイミングで行わなければいけません。例えば、就業時間は原則として日々申請、また、出張旅費や個人立替は発生後速やかに（遅くとも1ヶ月以内に）精算してください。時間が経過すると、記憶があいまいになり、正しく精算できなかったり、承認時の検証が困難になったりします。

経費精算などの承認時において、内容に疑問や不明な点があれば必ず確認してください。

＜取引記録＞

取引記録・帳票類の作成にあたっては、AGCグループ会計方針、「不正取引等の禁止」ガイドラインを守ると共に、会社法・法人税法等への対応にも留意してください。

●主な関連法令

会社法、法人税法、金融商品取引法、会計基準

●主な関連規程・資料

各社就業規則
AGCグループ会計方針
「不正取引等の禁止」ガイドライン（巻末付録④参照）

●AGC旭硝子相談先

人事・総務室（就業規則）
経理・財務室（財務・会計・税務）

Q. 建設工事の収益管理において、X工事が原価アップにより予想に反して損失が出る見込みですが、同時に進めているY工事は予想より大きな利益が出る見込みです。工事物件毎の収支で損失を出したくないので、X工事に関わる原価の一部をY工事の原価に振り替えて、X工事・Y工事ともに利益が出るように調整をしました。
当期における会社全体の損益結果には影響しないのですが、何か問題がありますか？

A. 問題があります。工事物件毎の採算を歪めることとなり、たとえ会社全体の損益結果に影響を与えなくても、採算管理を含む将来の業務上の判断を誤ることにつながるため認められません。工事物件毎に収益管理が行われていますので、X工事・Y工事についてそれぞれの実績原価を正しく計上して、個々の取引の実態を反映させることが必要です。

8．インサイダー取引

私たちは、AGCグループや他社の証券を取引するにあたり、インサイダー取引となる行為はしません。

株価を左右するような未公表の重要な内部情報に基づいて、AGCグループや他社の株式などの売買を行ったり、他人に取引を勧めたり、未公表情報を教えたりすることは、インサイダー取引として問題となり得ます。

AGCグループの中には、旭硝子株式会社をはじめ、株式を上場している会社があり、業務を通じて知り得た未公表の重要な内部情報の取扱いにあたっては、情報管理の徹底を図らなければいけません。また、業務を通じて他の上場会社（お客様やお取引先様等）の未公表情報を知り得た場合も、同様に管理を徹底することが求められます。

未公表の重要な内部情報には、以下の例が挙げられます。

＊財務情報
＊新製品や新技術に関わる研究開発情報
＊他社との合併、企業買収、事業の譲渡、または新事業立ち上げ

インサイダー取引に関わる法令に違反すると、個人や会社が刑事罰や民事責任を問われる場合があります。懸念などがある場合は、広報・IR担当部署またはコンプライアンス窓口（P.6）に相談してください。

■ 国内共通基準

株式などの売買にあたり、インサイダー取引に該当するかどうか疑義がある場合は、情報管理協議会設置要綱・インサイダー取引防止管理規程に基づき事前照会を行ってください。

●主な関連法令
金融商品取引法、各証券取引所適時開示規則

●主な関連規程・資料
情報管理協議会設置要綱
インサイダー取引防止管理規程

●AGC旭硝子相談先
広報・IR室

Q. 上場会社であるX社の担当となったので、その会社に興味を持つきっかけにしようと思い、X社の株式を購入することに決めました。先日X社を訪問したところ、「まだ内緒だけど、当社が近々大型の企業買収を行うことになったので、業界に与える影響は大きいよ」という話を、先方担当者から耳打ちされました。
当初の予定通り、X社の株式を購入しても構わないでしょうか？

A. いいえ、いけません。以前から購入を予定していたとしても、X社の未公表の重要事実（インサイダー情報）を知った場合、その情報が公表されるまでの間は、たとえX社の社員でなくても、X社の株式などの売買を行うことができません。不明な点や懸念がある場合は、広報・IR担当部署またはコンプライアンス窓口に相談してください。

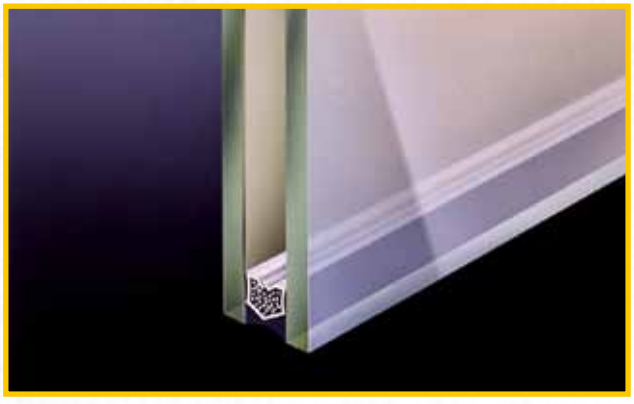

9．会社および他者の資産と機密情報

私たちは、有形・無形の会社資産を適切に管理・使用・保護します。

私たちは、機密情報・知的財産が会社にとって貴重な資産であることを認識し、必要な管理を行います。

私たちは、他者の機密情報と知的財産を尊重します。

私たちは会社資産を保全（管理・使用・保護）する責任があります。会社の資産には、土地・建物・機械・設備・在庫・コンピュータ・現金などの有形資産、および機密情報・特許・商標・著作権・ソフトウェアなどの無形資産を含みます。これらの資産を適切に保全しなければいけません。会社資産の使用は、原則、業務目的に限られます。但し、コンピュータの微々たる私的使用等、会社が特別に許可した場合には、例外的に認められることがあります。

情報の不正開示や漏洩は、会社やお取引先様へ大きな損害を与えかねません。防止のために、情報セキュリティポリシーに従ってください。業務上の必要性が無い場合、または事前の承認が無い場合は、機密情報を開示してはいけません。退職後も同様ですので注意してください。また、機密情報を守るために、コンピュータ・文書・その他情報媒体が盗難や不正アクセスなどの被害にあわないよう、適切に管理してください。さらに、レストラン・洗面所・電車・飛行機またはエレベータ等、他者に聞かれる恐れのある場所で機密情報を含む会話は行わないでください。

ソーシャルメディア、ブログ、フォーラムなどを使用する際も注意が必要です。これらに一度掲載されたメッセージは転載可能で、半永久的に残る可能性があるため、会社や個人が大きな損害を被る恐れがあることを常に留意してください。

法令の範囲で、会社は任意に会社資産の利用に関して調査・制限・監視をすることがあります。会社資産保全のための取り組みに協力してください。

他者の機密情報を不正に入手・開示・使用してはいけません。

また、入社前の勤務先で知り得た機密情報を、AGCグループ会社および他者に不正に開示してはいけません。

■ 国内共通基準

＜機密情報＞

機密情報が法的保護を受けるためには、「情報セキュリティポリシー」における“Confidential”以上の管理（機密の表示、保管場所の施錠、アクセスコントロールによる管理等）が必要です。ルールを整備するだけでなく、徹底することも求められます。

＜個人情報＞

個人情報の収集・利用・管理は、規定に則り適切に行ってください。

＜知的財産＞

知的財産権とは、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等、人間の知的創作活動によって形成された無形資産に対する権利を指します。研究・技術開発活動で発明したものを特許出願する場合は、知的財産担当部署に申請を行う等、所定の手続きを行ってください。

「AGC」の名前やロゴマークは、AGCブランド適用会社(注)のみが使用できる、重要な資産です。改変することや許可なく使用することは、固く禁じられています。

一方、他者の知的財産権も尊重してください。コンピュータソフトウェア・新聞・雑誌などをコピー（スキャナー読取り）する行為や、インターネット上の他者の著作物を使用・改変・頒布する行為は、著作権の侵害にあたる恐れがあります。また、新商品を市場に出す場合は、他者の知的財産権を調査し、不当に侵害することのないようにしてください。

（注）グループ・ブランド管理規程にて定められた適用基準の審査を受け許可された会社

●主な関連法令

不正競争防止法、刑法、個人情報保護法
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）
知的財産関連法令

●主な関連規程・資料

各社就業規則、各社情報セキュリティポリシー・ガイドライン
各社個人情報保護方針･ガイドライン、グループ・ブランド管理規程

●AGC旭硝子相談先

情報システムセンター（情報セキュリティ・個人情報）
知的財産センター（知的財産）、広報・IR室（AGCブランド）

Q. 退職した方から電話があり、当時担当していた提案書のコピーを送って欲しいと頼まれました。その提案書には機密情報が含まれていますが、新しい会社で提案書のひな形に使用するだけと言っています。これを送っても構いませんか？

A. いいえ、いけません。その提案書は会社の資産です。また、たとえ在職中に資料作成に関わっていても、退職後は社外の方となるので、機密情報を開示してはいけません。

10. 利益相反

私たちは、お客様・お取引先様・公務員・協力会社・競合他社と取引をする際には、自己・親族・友人の利益のために、会社の利益を犠牲にしません。

利益相反は、自己・親族・友人の利益と会社の利益が相反する状況を指します。そのような状況が発生した場合は、会社の目的や利益を最優先にし、自己などの利益を得るために会社での立場を利用してはいけません。

また、AGCグループの競合他社・お取引先様・お客様の役員や顧問等、取引関係に影響力のある職位に就くことは禁止されています。但し、事前に会社が承認した場合はその限りではありません。

利益相反が発生した、もしくは懸念される場合には、上長またはコンプライアンス窓口（P.6）に速やかに連絡してください。

利益相反または利益相反が懸念される例：

＊自己・親族・友人個人もしくはそれらの者が営む法人と取引をしたり、これから取引を開始したりすること

＊職務上知り得た情報・ビジネスチャンスを、自己・お取引先様・競合他社・第三者の利益のために利用すること

＊結果として自己・親族・友人が利益を受けるように、業務上の権限を使って、お取引先様・第三者との契約に影響を与えようとすること

■ 国内共通基準

利益相反行為は、原則として各社の就業規則で禁止されています。

また、役員が、自己・近親者との取引などの利益相反行為や会社と競業する取引（競業取引）を行う場合には、取締役会の承認等、厳正な手続が法令で義務づけられています。

●主な関連法令

会社法、刑法

●AGC旭硝子相談先

法務室

Q. 私の部署では、製品カタログの改訂をすることになりました。
私の叔父は印刷会社を経営しているので、その会社を含めて相見積を取ったところ、叔父の会社は他社より多少高い金額でした。しかし、「会社の経営が厳しい」と聞かされていたので、叔父の会社に発注しようと思います。
何か問題はありますか？

A. 利益相反行為にあたるので、問題があります。利益相反が懸念される場合は、購買担当部署に事前に相談してください。

11. 接待・贈答

私たちは、不適切な接待・贈答を行いません。

私たちは、取引関係に影響を与えるような金銭その他の個人的便宜を受けません。

私たちは、お客様やお取引先様等の接待・贈答に関わる方針を尊重します。

接待・贈答の際には、常識と節度ある判断が必要です。過剰な接待・贈答は、正常な商取引を歪め、取引の透明性に悪影響を及ぼします。

職務上の判断に影響を与えるような接待・贈答を受けてはいけません。接待・贈答を受けた場合は上長に報告してください（ごく少額の品などを除く）。常識の範囲内で、取引に影響を与えない程度であれば、昼食などの接待を受けることは認められます。

会社として接待・贈答を行う場合は、過度にならないよう気をつけてください。もし、先方から接待・贈答に関する方針などを伝えられている場合には、その方針に従ってください。

国によっては、違法な商業賄賂が定められ、民間企業への接待・贈答が制限される場合がありますので注意してください。

■ 国内共通基準

接待・贈答を行う場合は、各社・各部署のルールを守ってください。接待・贈答の多い部署には、目安となる金額基準の設定などを推奨しています。

コンプライアンスの観点から、以下の点に留意してください。

＊違法でないこと
＊適正な会計処理がされていること
＊必要性と金額・内容の妥当性が考慮されていること
＊事前申請を原則とし、やむを得ず事後になった場合は速やかに報告すること

接待・贈答を受ける機会がある場合には、以下の点に留意してください。

＊過剰な接待・贈答を受けない方針を取引先などへ説明すること
＊取引関係に影響を与えないこと
＊上長などへの報告を行うこと

上長などへ報告できない接待・贈答は受けるべきではありません。

●主な関連法令
刑法、不正競争防止法

●AGC旭硝子相談先
人事・総務室、資材・物流センター

Q. 現在X・Y社から同価格で、ある部材を仕入れています。品質・サービス共に同等です。
この部材の来期の仕入価格交渉を行いましたが、Y社からは思い切った値下げの提示を受けた一方で、X社からは値下げは出来ないとの回答がありました。
しかし、X社からゴルフや会食の接待を受けており、恩義を感じているので、X社への発注比率を維持してあげたいと思っています。
問題はありますか？

A. 問題があります。業務の判断に影響を与えるような接待は受けてはいけません。たとえ接待・贈答を受けたとしても、それを仕入先の選定などに影響させずに、会社の利益を考え、公平・誠実に判断してください。

12. 政治家・公務員等との関係

私たちは、政治家・政治団体や公務員に対して、不適切な現金その他の贈与を行いません。

誠実な事業活動を行うという責任を果たすため、AGCグループはいかなる贈賄行為も行いません。

贈賄行為とは、商業上の利益を得るために、政治家や公務員などに、直接・間接、有形・無形を問わず便宜を図ることです。

贈賄行為は、個人またはその家族に対する金品の贈答、手数料の水増し、架空のコンサルタント契約の締結、リベート・政治献金・慈善献金の支払い等、様々な手段によって行われます。支払い金額の全部または一部を、受注などの謝礼として払い戻す「キックバック」も含まれます。贈賄行為は、外国公務員に対しても同様に禁止されています。

贈収賄防止や政治活動に関する法令に違反した場合は、厳しい処分が課せられます。法令に関して不明な点がある場合は、勝手な判断をせず、事前に上長またはコンプライアンス窓口（P.6）に問い合わせてください。

■ 国内共通基準

〈ファシリテーションペイメント〉

ファシリテーションペイメントとは、許認可などの定型業務を実施してもらうために公務員へ少額の支払いをすることを指します。この定型業務には、新たな仕事の受注や、取引継続の判断を公務員に促すものは一切含みません。

AGCグループでは、ファシリテーションペイメントは行わない方針ですが、特定の国や地域などでやむを得ない場合には例外的に認められることがあります。ファシリテーションペイメントを行う場合は、必要な決裁を受けてください。決裁する際は、その必要性を都度確認してください。全ての支払いは、適切に帳簿に記録されなければいけません。

＜政治献金・活動＞

企業が政治献金を行う場合、政治資金規正法により、献金先は政党および政治資金団体に限られており、かつ、その内容も大きく制限されています。事業活動において、政治家と関わりを持たざるを得ない場合などは、特に慎重な対応が求められます。

また、政治信条は本来個人の問題です。特定政党の支持や特定候補者への投票を個人の意に反して強制することは認められません。また、皆さんが議員に立候補することや特定の政党・個人を支援することも自由ですが、会社と全く独立した形で、かつ、会社の業務に支障のないことが前提となります。

●主な関連法令

刑法、不正競争防止法
公職にある者等のあっせん行為による
　利得等の処罰に関する法律（あっせん利得処罰法）
政治資金規正法

●AGC旭硝子相談先

人事・総務室

Q. 私は、公務員に金品を贈答する慣習がある国でビジネスを行っています。将来のビジネスチャンスを得るために、公務員個人に現金を渡しても構いませんか？

A. いいえ、いけません。その国に慣習があっても、AGCグループの信頼を損なう行為は行わないでください。たとえビジネスチャンスを失っても、誠実に行動しなければいけません。賄賂や不正な支払いを要求されたら、会社の方針を伝え、断ってください。そして、速やかに上長またはコンプライアンス窓口に連絡してください。

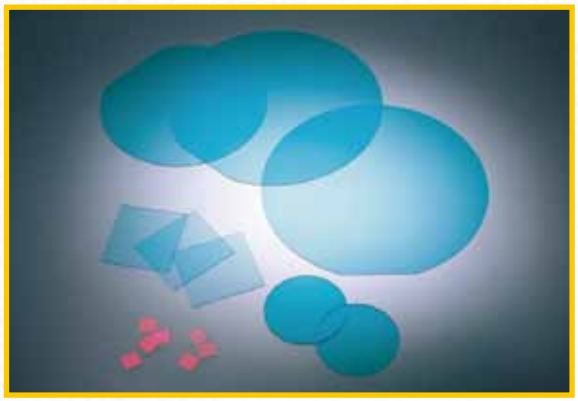

13. 輸出入管理

私たちは、輸出入に関する法令を遵守します。

グローバル企業として、私たちは世界中に製品・サービス・情報を提供し、同様に様々な国や地域から原材料や情報などを受け入れています。その際には、国際間取引に関わる法令に従うことが必要です。

輸出関連法令は、製品だけではなく技術情報にも適用されます。これらの法令は国ごとに異なります。例えば、同じ職場で働いていても、国籍の異なる者に技術情報を開示することが違法となる場合があります。

輸入や他国からの製品の持ち込みの際も種々の法令の適用対象になります。例えば、申告書類の提出や関税の支払いを求められることがあります。

製品および技術情報の輸出入を担当する者は、関連法令を理解し、遵守してください。不明な点がある場合は、上長またはコンプライアンス窓口（P.6）に問い合わせてください。

■ 国内共通基準

＜輸出管理＞

国際的な平和および安全の維持を図る目的で、兵器に使用・転用される可能性のある貨物や技術が不正に輸出されることがないように、外為法に基づき輸出規制をしています。この規制に反して、貨物・技術の輸出を無許可で行うことは、刑事罰や行政制裁（一定期間の一切の輸出・技術提供の禁止）の対象となり得ます。同時に、国内に留まらず国際的な非難の対象となり、グローバル企業としての信用を失墜させ、多大な損失を及ぼすことになります。

輸出を行う会社は、輸出の際に行うべき手続きなどを定めた安全保障輸出管理規程を作成するよう求められています。皆さんが輸出を行う際には、その規程に従って必要な手続き・確認などを行ってください。

輸出規制（輸出許可制度）の概要は以下の通りです。

○特定の貨物・技術の輸出　⇨　輸出許可が必要
○上記以外の貨物・技術の輸出　⇨　用途・需要者によって輸出許可が必要

※通常の製品出荷に限らず、以下のような場合も規制の対象となります。
・海外出張時に携帯して貨物を持ち出す場合
・無償サンプルの提供
・電子メールでの技術資料送付
・海外からのトレーニーへの技術指導　等

⇨ **輸出・技術提供の都度、許可が必要かどうかの確認が必要**

●主な関連法令
外国為替及び外国貿易法（外為法）、貿易関連法令

●主な関連規程・資料
各社安全保障輸出管理規程

●AGC旭硝子相談先
法務室

Q. お客様と当社の先端材料について輸出契約の交渉中です。最近、その先端材料を軍用無人航空機の部品に使用することが分かりました。このまま交渉を進めても構わないでしょうか？

A. いいえ、いけません。輸出する貨物が兵器に使用・転用される可能性がある場合は、輸出規制の対象となります。これを事前に知り、回避する手立てを講じなかった場合は、法的な責任を問われる恐れがあります。
本件の場合、この取引が輸出規制に該当するため、契約交渉を進めず、まず輸出管理担当部署に相談してください。

14. 反社会的勢力との対決

■ 国内共通基準

私たちは、反社会的勢力とは一切関係を持ちません。

AGCグループでは、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を遮断するという姿勢を明らかにしています。

具体的には、以下の事項を守ってください。

＊反社会的勢力を利するような資金・便宜の提供は、名目や形態の如何を問わず行ってはいけません。
＊反社会的勢力の脅し、恫喝および示威行動に屈してはいけません。
＊反社会的勢力への対応は出来る限り複数人で行い、脅し・恐喝などを受けた場合は、速やかに関係先に連絡すると共に、警察当局に通報し、その指導の下に行動してください。
＊反社会的勢力を利用してはいけません。
＊雑誌・新聞の購読については、付合い程度の意味合いのものは避け、真にその購読が必要と認められるものに限ってください。

なお、暴力団排除条例が2011年に各都道府県単位で施行され、企業・個人が反社会的勢力に対して関係を遮断することがますます強く求められています。

●主な関連法令

会社法
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）
各都道府県暴力団排除条例

●AGC旭硝子相談先

人事・総務室

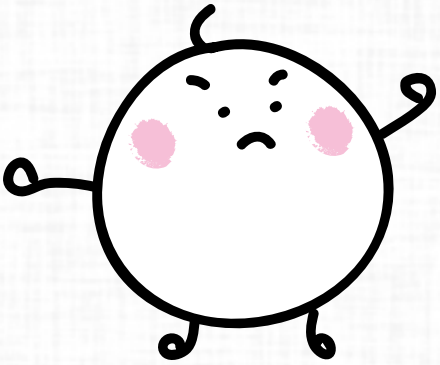

Q. 知らない団体の代表者から書籍購入依頼の電話が突然かかってきたので、「必要ありません」と断ったところ、「資料だけでも受け取ってほしい」としつこく迫ってきました。それでも何とか断り、電話を切りました。ところが数日後、書籍と高額の請求書が届きました。どうしたらよいでしょうか？

A. まず社内担当部署（総務等）に連絡してください。警察や弁護士に相談することも視野に入れ、慎重に対応することが必要です。反社会的勢力の対応における基本姿勢は、断固として拒否することです。「会社の方針および警察の指導により、一切購入できません（お付合いできません）」を繰り返し、脅迫や激しい言葉を浴びても粘り強く断り続けてください。また、「社長（工場長等）につないでくれ（面談させてくれ）」と迫られても、取り次がずに総務などで対応してください。

巻末付録

付録① 国内グループ共通ヘルプライン

■ヘルプライン運用基準

1. 利用対象者

AGCグループ従業員・役員及びAGCグループと業務上関係のある方（協力会社等の従業員の方、人材派遣会社からAGCグループへ派遣されている方等）は利用することができます。

2. 相談・連絡先

①コンプライアンス委員会事務局
②弁護士事務所（弁護士法人 三宅法律事務所）
　弁護士事務所への相談にあたっては、「AGCグループ関係の相談であること」を伝えてください。

3. 実名相談・連絡

実名でない場合は適切な対応を取ることが困難であるため、相談・連絡はできる限り実名でお願いします。実名で相談・連絡した場合でも、その対応にあたっては匿名性を守ります。また、相談・連絡したことによる不利益な取扱いを受けることのないよう配慮します。
実名での相談・連絡者には、連絡受領通知および調査結果等のフィードバックを行います。

4. 匿名相談・連絡

匿名による相談・連絡も受け付けます。但し、匿名による相談・連絡の場合は、十分な情報提供がないと相談・連絡内容の対応が困難ですのでご注意ください。
特に、行動基準違反を匿名で連絡する場合には、以下の①～④に留意して、できるだけ具体的に情報提供をしてください。
　①違反が起きた時期・頻度
　②関係部署名および関係者の氏名
　③事実関係（体験／伝聞の区別を含む）
　④問題点

5. 匿名性の確保

調査等を行う場合は匿名性が守られるように配慮します。
なお、コンプライアンス委員には原則として氏名が開示されますのでご了承ください。 また、行動基準「5．個人の尊重」に関する相談・連絡に対しては、AGC旭硝子 人権啓発室が対応などの支援をするものとします。

※コンプライアンス委員
　委員長：AGCグループCEOより任命されたAGC旭硝子 執行役員
　委　員：AGC旭硝子 経理・財務室長、人事・総務室長、法務室長、監査室長、CSR室長、資材･物流センター長
※コンプライアンス委員に利害関係者がいる場合は、その委員には非開示とする等、配慮しますので、相談時にその旨伝えてください。

6. 相談・連絡者の取扱い

相談・連絡したことを理由とする相談・連絡者に対する減給、解雇等の不利益な取扱いはしません。相談・連絡したことを理由に相談・連絡者に対する、または調査に協力した者に対する報復的な行為は、就業規則等に基づく処分対象となり得ます。不利益な取扱いを受けた場合や受ける恐れが生じた場合には、ヘルプラインに連絡してください。適切な措置を講じます。
なお、自らの行動基準違反について相談・連絡した場合は、処分の検討にあたり、情状が酌量されます。

7. 相談・連絡内容

単に誹謗・中傷を目的とした通報や虚偽の情報を故意に通報することは禁止されています。
相談・連絡内容は、行動基準に関係する事項に限られますのでご注意ください。
例えば、業務と全く関係のないプライベートな法律相談（遺産相続や自宅近隣とのトラブル等）は対応しかねます。

■ヘルプライン相談・連絡先

●コンプライアンス委員会事務局

電話／FAX	03-3218-5546 ・担当者が不在の場合は、留守番電話に折返しの連絡先を残してください。
E-mail	help-line@agc.com ・自宅などのパソコンや携帯電話からも送信できます。
インターネット (暗号化通信を採用)	https://www.agc.com/webEntry/jsp/kankyou/03_j.jsp ・匿名での利用も可能です。 ・インターネット経由なので、インターネット利用可能な場所なら、AIDASが見られない会社や自宅など、どこからでも送信できます。 ・メールアドレスを持っていなくても送信できます。 ・AIDAS、社外ホームページ（CSRページ）にもリンクされています。
封書	〒100-8405　東京都千代田区丸の内1-5-1 AGC旭硝子「コンプライアンス委員会事務局」宛

●弁護士事務所（弁護士法人　三宅法律事務所）　AGCグループ関係の相談であることを最初に伝えてください。

電話	03-5288-1021
FAX	03-5288-1025
E-mail	t-hasegawa@miyake.gr.jp
封書	〒100-0006　東京都千代田区有楽町1-7-1 弁護士法人　三宅法律事務所　「AGCグループヘルプライン」宛

**連絡先は
携帯カードにも
載っています**

付録① 国内グループ共通ヘルプライン

行動基準に違反する行為の連絡があり、重大な違反が確認されたときの流れ

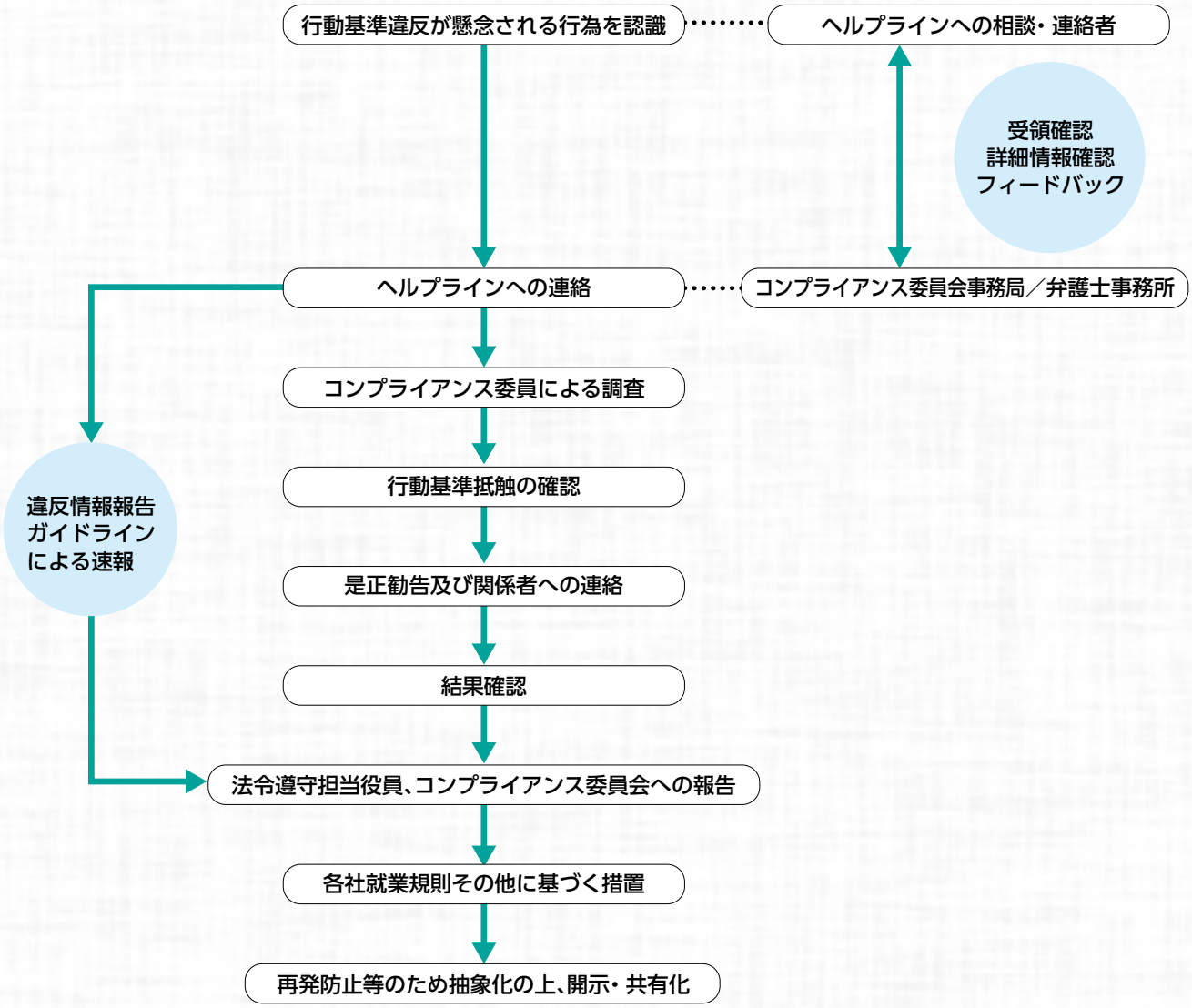

付録② 誓約書

1. 提出の目的

誓約書の提出を定期的に行うことにより、コンプライアンスについての認識を新たにし、行動基準の浸透を図ります。
ただ提出するだけではなく、例えば、以下の行動が期待されています。

・行動基準を読み直す
・コンプライアンスという切り口から、各自が自分の行動や職場の風土を見直す
・コンプライアンスに関して、職場で話し合ったり意見を述べたりする
・コンプライアンス上の問題が発見された場合には、それらを改善につなげる

2. 提出の取扱い

誓約書の提出対象者は、全員が定期的に誓約書を提出するものとします（休職等で長期不在の場合を除く）。
提出の際、誓約できない理由（例えば、現在行なっている業務がコンプライアンス上問題がないか疑問に思っている、職場で改善を始めたが改善が終わっていないので誓約するかどうか迷っている等）がある場合には、その旨を自由記入欄へ記載してください。その場合は、署名せずに提出することができます。
しかし、合理的な理由なく誓約書を提出しなかった場合は、部門長に連絡され、各部門のコンプライアンス施策点検の参考とされます。

3. 提出先

誓約書の提出先は、各社の体制に応じて、法令遵守担当役員または社長とします。
休職派遣者を受け入れている場合、その休職派遣者が派遣元で誓約書を提出しているときには、それをもって自社における誓約書の提出とみなしても構いません。

〈誓約書文例〉

法令遵守担当役員（または社長）殿

行動基準に関する誓約書

・私は、AGCグループ行動基準（以下行動基準）の冊子を受領し、読みました。
　私は、行動基準の遵守を義務付けられていることを理解し、了承しています。

・私は、行動基準を遵守し、これに違反しないことを誓います。

年　　月　　日

署名

自由記入欄

注）行動基準に違反した場合には、就業規則に基づき懲戒処分が取られることがあります。

付録③ AGCグループ独禁法遵守ガイドライン

◆独禁法遵守グローバルガイドライン 2005年９月１日制定

1．全てのコンペチターとの会合（含 業界団体の会合。以下同じ）は、徹底的にその目的の適法性を問いただし、可能な限り制限し、フォーマル・インフォーマルに関係なく、不要な業界の集まりからは脱会すること。
2．全てのコンペチターとの会合に際し、参加者に独禁法遵守の意思を明確に伝え、自らの意思を持って不必要な接触を回避すること。
3．全てのコンペチターとの会合は、上司に事前に目的を伝え、了解を得ること。
4．全てのコンペチターとの会合は、その内容を、文書の記録として残すこと。
5．上記の会合内容は、定期的に法務部門又は弁護士事務所等のチェックを受けること。
6．コンペチターから疑義のある接触がなされた場合、必ず、上司と法務部門に報告し、アドバイスを受けること。
7．他の従業員の疑義ある行動を見聞きした場合、上司又は法務部門・コンプライアンス担当部署等に報告すること。

◆競争事業者・事業者団体との関係に係るガイドライン（日本・アジア）

2005年９月１日制定　2011年11月１日改訂

競争事業者間や事業者団体で、カルテル、入札談合及びそれらの疑いを招く行為については、一切行ってはなりません。<参照>行動基準「公正な取引と独占禁止法の遵守」

競争事業者間や事業者団体で下記のカルテル行為を行うことは、それ自体が違法（当然違法）となり、課徴金や刑事告発の対象となります（一定の取引関係または交渉関係に基づく場合については①参照）。

＊価格（商品価格のほかに工事、輸送、整備、出張料金等も含む）に関する話し合いを行うこと。
＊事業者別の販売数量・出荷数量、生産数量やこれらの比率を取り決めること。
＊設備の稼働日数または稼働率の制限、設備新増設の制限・禁止、新技術採用の制限・禁止等について話し合いを行うこと。
＊入札に関連した話し合いを行うこと。
＊顧客の獲得競争を制限すること。
＊市場分割の取り決めをすること。

また次の行為は、カルテルとみなされる可能性が極めて高い行為ですので行ってはなりません（①⑤参照）。

＊価格や販売数量、生産数量、設備稼働等の情報をFAXやＥメール、電話などで一方的に伝達すること。
＊一方的にこれらの情報が提供されたにもかかわらず、放置すること。

①競争事業者との連絡・会合、事業者団体への参加は、独禁法上の疑義を招かない範囲内で、極めて制限的に行うものとします。

1．競争事業者との連絡・会合

（1）競争事業者との連絡や会合は、当社と競争事業者が一定の取引関係（製造委託、販売委託、合弁、技術提携等）にあるかまたはこれら取引に係る交渉過程にあって、これらの業務上必要な場合に限定されます。
（2）この場合であっても、競争事業者と話し合う内容はこれらの業務に関する事項に限定され、その他の情報を交換することは一切避けなければなりません。また、これらの業務上必要性がないにもかかわらず、営業担当者等が打ち合わせの場に同席することも避けなければなりません。

2．事業者団体への参加

（1）事業者団体への参加は、当該団体の活動目的・活動内容が規約で明記されており、独禁法遵守を徹底している団体に限られます。競争事業者間のインフォーマルな組織、会合に関与することは一切避けなければなりません。
（2）事業者団体で話し合う内容は、当該事業者団体の活動目的の範囲内に限定され、その他の情報を交換することは一切避けなければなりません。また、事業者団体の活動上必要性がないにもかかわらず、営業担当者等が会合に参加することも避けなければなりません。

（3）事業者団体で話し合う内容は、次のように、カルテル行為につながらず、社会・公共目的性のある内容に限定されます。

＊環境や安全など社会公共的な目的に基づき、共通規格・基準を設定すること。
＊業界の地位向上、需要促進、正しい使用方法の伝達などを目的として広報・普及活動を行うこと。
＊産業の活動実績を把握・周知するために、過去の事業活動について情報収集し、公表すること。但し、現在及び将来の販売・生産計画等に関する情報を収集すること、あるいはそれに協力することは、一切避けなければなりません。
＊国、自治体へ事業者の意見・要望を表明すること。

②競争事業者と会合を行う場合、事業者団体の会合に参加する場合は、必ず事前に上長の了解を得るものとします。
③打ち合わせ、会合の内容、重要なやり取りは必ず記録として残さなければなりません。
④競争事業者と懇親を深めるイベント（会食、懇親会、懇親旅行、ゴルフ等）には、極めて制限的に参加するものとします。その場合は、②③を遵守しなければなりません。

（1）競争事業者と会合を行う場合は、会合の目的、議案、出席予定者等を、予め上長に報告し、上長の了解を得てください。上長は、①の基準に照らして、必要性がない、または独禁法上危険であると判断した場合は、ストップをかけなければなりません。特に価格改定の前後に競争事業者と接触することは、その目的、方法が何であれ一切避けなければなりません。判断に迷う場合は、すぐに法務室に相談してください。
（2）当社が主催する場合は、できる限り事前にレジュメを作成し、それ以外の内容は話し合わないようにしてください。事業者団体の会合の場合は、主催者に作成を要請してください。
（3）打合せの記録は、後日カルテルへの関与を疑われた場合に必要となるものです。日時、出席者、トピックスを記録し、廃棄、処分されることがないように保管してください。記録が残されていない場合、カルテルの疑いを否定することが極めて困難となります。重要なやり取りを口頭で行うことは避け、FAX、メール等書面で行い、これらの記録も出来る限り保管してください。違法性が疑われるような内容の話し合いが行われた場合は、必ず、記録のコピーを法務室へ送付してください。
（4）会合の終了後に競争事業者間で懇親会を行うことや、忘年会、ゴルフコンペ、懇親旅行等のイベントを行うこと、または、これらに参加することは、それ自体カルテルの疑いを招く、大変危険な行為であり、必要性、巻き込まれのリスク、時期等をよく吟味した上でどうしても必要な場合のみ参加してください。その場合、必ず上長の事前承諾を得ることとし、たとえイベント事であっても記録を作成しなければなりません。
（5）法務室では、今後、これらの記録の保管状況、内容について定期的にチェックしていく予定です。

⑤カルテルを疑われる行為に巻き込まれた場合には、明確に、証拠の残る形でカルテルに一切関与しない姿勢を伝えなければなりません。

（1）会合の席で価格、生産・販売の数量・割合等に関する情報が出された場合は、当社は一切参加・関与しない旨を明確に発言し、その旨議事録に残すことを要求した上で退席しなければなりません。帰社後、直ちに上長に報告した上で、法務室へ報告・相談しなければなりません。
（2）価格や入札情報などが、FAX、メール、電話等で一方的に提供された場合は、法務室に連絡するとともに、「当社は、独占禁止法違反行為は一切行わない、このような情報提供は止めてほしい」と文書または口頭で抗議し、そのことを記録として残しておかなければなりません。

＊カルテルは口頭による了解や、暗黙の了解であっても成立します。
＊会合に出席していない場合でも、取り決めの情報が伝達され、その内容に追随した場合には「黙示の同意」があったとして違法となります。
＊積極的に関与していない場合でも、あいまいな態度・姿勢のままでは、カルテルに関与していたとみなされます。

付録④　「不正取引等の禁止」ガイドライン（日本）

経理・財務室

1998年６月制定　2012年６月改訂

1. はじめに

社会の公器である会社が、将来にわたって存続し社会的責任を果たすためには、「適正な財務報告」を行うことが必要不可欠です。
「財務報告」は経理部門の仕事と思われているかもしれませんが、経理部門だけで成り立つものではなく、全ての部署からの適正な報告があって初めて成り立つものです。
「会社のために」と思っていても、事実と異なる報告は会社の利益になることは決してありません。
一時的に会社の利益になったように見えても、最終的には会社の損失につながるので、「適正な財務報告」を行うようにしてください。

2. 不正取引等の禁止

次のような「事実と異なる報告」は「不正取引等」として禁止されていますので、決して行わないでください。

①仕入・売上・在庫等の実体がないにもかかわらず、あたかも存在するかの如く仮装した取引を行ったり、帳票類を作成したりすること。反対に、取引が存在するにもかかわらず、実際の取引を正しく会計帳簿に載せないこと。

②会社のルールに従った誠実な業務の執行や予算管理をせず、実体と異なる帳票類を作成すること。

3. グループ会計基準の順守

AGCグループは「AGC グループ会計方針」に基づいて財務諸表を作成しています。
売上や仕入の計上、在庫や設備などの資産計上、原価計算・損益計算などはこの方針に従って処理をしています。以下に、主な原則について概説しますが、これらに止まるものではありません。取引等について少しでも疑問がある場合は、必ず経理部門に相談してください。

4.「不正取引等の禁止」の具体的留意点の概説

（1）売上高関係の留意点

①売上高にカウントする取引

定款に定める事業目的に適合し、かつ、短期的又は中長期的観点から利益へ貢献できる取引であることが求められます。

勘定科目	対象収益
商品・製品売上高	商品・製品等、物品の販売活動を主たる営業活動とする場合に、当該販売活動より得られる収益（付随する役務提供を含む）。 なお、売上対象品目を外注加工してその加工製品を仕入販売する「外注加工取引」は、商品・製品売上高とする。
工事収益	プラント・建物・道路・その他の建設工事を主たる営業活動とする場合に、当該営業活動より得られる収益。 なお、プラント建設取引に係る売上は、提供するサービス内容に応じて次の勘定科目を利用する。 ・設備、機材の販売……商品・製品売上高 ・プラント建設工事……工事収益 ・設計、技術情報の提供……技術役務提供収益
技術役務提供収益	自社の技術をベースにノウハウ・ロイヤリティ・設計・その他技術情報の提供を主たる営業活動とする場合に、当該営業活動から得られる収益。

②売上高を計上するタイミング

売上高計上基準については、「AGCグループ会計方針」の「収益・費用」の項目に詳細に記載しています。疑問がある場合は、経理部門に確認してください。

取引形態の区分
1．自社品、仕入商品、プラント機材の国内売上 2．同上の輸出売上 3．請負工事、プラント建設 4．当社の物流作業を伴わない仕入商品の売上 5．ノウハウ、工業所有権等の売上 6．ロイヤリティの売上 7．設計料の売上 8．役務提供料の売上

（特に注意する点）

●期末月近辺における売上計上について

社内予算管理や、利益目標を優先して売上計上基準に外れた処理をすることは認められない。

●仮単価の取扱いについて

製品の販売を仮単価で実施している場合は、原則として決算期末までに単価を確定しなければならない。
なお、仮単価について具体的な事例での対応方法は、経理部門に確認すること。

（2）仕入等取引に関する留意点

①仕入等の計上基準

物品の購買	原則：物品の検収日 仮単価の取扱い：原材料、機材の購入を仮単価で実施している場合は、原則として決算期末までに単価を確定しなければならない。 なお、仮単価について具体的な事例での対応方法は、経理部門に確認すること。
サービスの授受	原則：提供を受けたサービスの検収日

②禁止事項

簿外資金の禁止	仕入等に関して業者と貸借の関係を持ち、代金を預ける等の簿外資金を作ることは、厳しく禁じられ社会的にも許されない行為である。
「計上の前倒し」 「計上の遅れ」	社内の予算管理やコスト・利益目標を優先して計上基準に外れた処理をすることは認められない。 （例） ・調査費の事前検収……委託した調査が完了していないにもかかわらず、期末月に前倒しで検収し、計上・支払いを行うこと。 ・工事の事前検収……発注した工事が実際に完了していないにもかかわらず、検収し、計上・支払いを行うこと。 ・当期の工事予算が余る見込みのため、ある工事代金を実態より過大に金額計上し、翌期以降の別の工事代金を減額すること。

付録④　「不正取引等の禁止」ガイドライン（日本）　経理・財務室

（3）伝票起票に関する留意点

起票伝票の内容は、購入物品・工事・サービスなどの取引の事実が適切に表現され、事実を反映した正しい費目や項目に計上されなければいけません。

費用項目や工事件名の振替等による「予算の流用」は、行わないでください。

（禁止事項）

＊設備投資の工事件名を実態と違った内容で記載したり、本来の費目や予算符号と異った計上をすること。

＊プラント等の工事原価を、異なる工事に振り替えること。

＊自社が本来直接支出すべき交際費を取引先に肩代わりしてもらい、その費用を製品購入代金の特別精算という形で支払う等、実態を歪めた処理をすること。

（4）利材品（鉄屑、紙屑等）の売却についての留意点

利材品の売却は、これ自体を収入として取り扱い、別個の取引である購入品等の仕入と相殺してはいけません。

（5）棚卸資産の在庫についての留意点

在庫管理基準に基づく所管責任者による実地棚卸の実施や在庫証明書の入手により受払表との残高確認を行い、差異があれば修正をしてください。

（6）月度原価計算、損益計算の留意点

＊月度原価計算、損益計算に必要なデータである入庫数量、工程仕掛品数量、工程費配賦基準数量、売上数量等について、所管先は定められたルールに基づいて記録しなければなりません。

＊計算は正しいデータを基に実施しなければいけません。実態と異なった数量により原価や損益を歪めてはならず、原単位・歩留も実態を反映したものでなければいけません。

（7）消費税・関税・印紙税等について

＊売上・仕入の各取引に付随して消費税・関税・印紙税等への対応が必要となる場合があります。
例えば、輸入関税が免税の取引であっても、課税価格（仕入価格+輸送費、支給材料等）を適正に申告する義務があります。
疑問や不明な点があれば、関係先（経理・財務室、法務室、資材・物流センター等）に都度確認してください。

2012年　6月